

第4回 サブオービタル飛行に関する官民協議会 議事要旨

1. 日時：令和4年12月7日（水） 15:00～16:45

2. 場所：オンライン会議

3. 議事

（1）国内事業者の開発状況報告

（2）スペースポートに関する国内外動向報告

（3）宇宙港（北海道大樹町）の事業紹介

（4）国内外調査概要報告（内閣府・国交省）

（5）今後の取組、課題

4. 出席者：別紙の通り

5. 議事概要

- 冒頭、共同事務局を代表し、河西内閣府宇宙開発戦略推進事務局長及び平井国土交通省航空局安全部長から挨拶があった。
- 議事（1）に関して、資料1に基づき株式会社 SPACE WALKER から、資料2に基づき PD エアロスペース株式会社から、資料3に基づき株式会社 IHI エアロスペースからそれぞれ開発状況について説明がされた。
- 議事（2）に関して、資料4に基づき一般社団法人 Space Port Japan から、国内外におけるスペースポートの検討・開発状況について説明がされた。
- 議事（3）に関して、資料5に基づき SPACE COTAN 株式会社から、北海道大樹町における宇宙港の取組について説明がされた。
- 議事（4）に関して、資料6に基づき共同事務局より、米国及び英国のサブオービタル関連法規の概要並びに、本邦事業者による実証実験の促進に必要な、試作機に対する試験飛行の枠組み・許可実績等について説明がされた。

- 議事（5）に関して、今後の進め方として、必要に応じ実証実験 WG や将来課題 WG の場を活用して、環境整備の議論・検討を進めていくことが確認された。また、事業者より、サブオービタル飛行の実現に向けて、我が国の法整備のあり方について、海外事例を参考にしつつ、有識者を交えた開かれた場で議論を進めること、また、宇宙産業の振興の観点から、企業の研究開発に対する資金面の支援や政府のアンカーテナンシー等を通じた需要喚起の重要性について提議された。これに対して共同事務局より、法整備の検討にあたっては、海外の法制度との整合性や我が国固有の空港・航空交通に関する環境を踏まえた検討が重要であり、その上で、事業者の開発の制約とならないような包括的な整理が必要であること、また、既に政府のプログラムの一部で小型ロケットに対するアンカーテナンシーの事例が出てきており、適切な支援のあり方については引き続き検討する旨の発言があった。
- 議事の終了後、共同事務局より、本協議会の構成員として、株式会社 IHI エアロスペース、SPACE COTAN 株式会社を追加することについて提議があり、構成員による了承がされた。

以上

(別紙)

サブオービタル飛行に関する官民協議会（構成員）

<民間企業>

株式会社 SPACE WALKER

PD エアロスペース 株式会社

一般社団法人 Space Port Japan

一般社団法人日本航空宇宙工業会

<政府>

内閣府宇宙開発戦略推進事務局長

国土交通省航空局長

内閣官房副長官補室内閣参事官(科学技術担当)

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課長

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長

経済産業省製造産業局宇宙産業室長

国土交通省総合政策局技術開発推進室長

防衛省防衛政策局戦略企画課長

<関係機関>

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

<構成員以外>

株式会社 IHI エアロスペース ※

SPACE COTAN 株式会社 ※

※第4回協議会において構成員となった。